

※前に読んだことのある人も必ず目を通してください。

東京女子大学 現代教養学部 全学生へ

リポート、卒業論文、Presentation Essay 等における 不正行為に対する警告

リポート、卒業論文、Presentation Essay を含め、自らの名義で執筆する学術的文章において、出所を明示することなく他人の書いたものを引き写すのは重大な不正行為である。

リポート末尾に使用文献の一覧表を載せてあっても、引用した部分と自身の書いた部分を区別せずに、自らのリポートや論文として提出することは許されない。たとえ要約されたり、語尾が変えられたりしていても、出所の明示がなければ剽窃（ひょうせつ）という不正行為となる。

剽窃は、学术界の研究倫理に違反するだけでなく、原著者の著作権を侵した違法行為、犯罪として、社会的・法的制裁の対象にもなりうる。

著作権法上、合法的な引用は、

- （１）主従関係：内容的に自分の論述が主で、引用は従であること。
 - （２）必然性最小限度：自分の論述の補強に不可欠な必要最低限度の引用に限ること。
 - （３）明瞭区分性：引用と自分の文章を明瞭に区別し、引用毎に出所を明記すること。
- という３条件を満たしていなければならない（宮田昇 2008『学術論文のための著作権 Q&A：著作権法に則った「論文作法」』新訂２版、東海大学出版会、18 ページ）。

本学は教育機関として、剽窃を行った者には、学則に基づき、「訓戒」、「停学」、「退学」のいずれかの懲戒を行う。

剽窃は重大な罪であることを十分に認識し、引用は合法的に行うよう自らを厳しく律し、適切な論述の仕方を学ぶことを要望するものである。

なお、リポートは試験の一種なので、連名執筆でない限り、他者と共同で執筆してはいけない。単独での執筆が求められる。

生成 AI の利用については授業担当者の指示に従うこと。もちろん、使用が許可されていようとも、生成 AI が出力した文章をリポート等に転用し、そこに剽窃が含まれていれば、その責任を負うのは生成 AI ではなくリポート執筆者である。

2025 年 4 月
教務委員会

* 剽窃を含む不正行為に関する規定の詳細、リポート作成上の留意点については、『履修の手引』の「東京女子大学試験における不正行為及びその懲戒に関する規程」及び「Ⅲ 試験・リポート」のページを参照のこと。